

府中市地域まちづくり条例に基づく開発行為協議に係る

下水道施設設置に関する考え方について

令和6年4月

府中市都市整備部下水道課

府中市地域まちづくり条例第17条第1項第1号に該当する開発行為の協議においては、府中市開発事業に関する指導要綱第16から18条に基づき、下水道法、府中市下水道条例、府中市下水道条例施行規則等関係法令に基づき計画するものとし、その基本的な下水道施設設置に関する考え方を示す。現場条件等で準拠することが困難な場合は、その理由及び代替案等を明示し、市担当職員と協議することとする。

1. 下水道管

- (1) 管渠については、開発道路が市へ帰属する場合は、開発道路下にある下水道管も市へ帰属となり、公共下水道管となる。開発道路が帰属されない場合は、下水道管も市へ帰属されないので公共ますを設置し、私管（排水設備）となる。合流区域の場合は合流管、分流区域の場合は污水管及び雨水管を整備すること。
- (2) 管渠径について、帰属する場合は、 $\phi 250\text{mm}$ 以上とする（開発道路が将来延長され、開発される範囲が広がる場合はそれを含めた排水面積で排水量を計算して管渠径を決定する）。帰属しない場合は、排水計算に基づく径とする。総流量に対して、合流管及び雨水管の場合で20%、污水管で100%の余裕を持たせることとする。
- (3) 管渠の種類は、硬質塩化ビニール管とし、人孔の継手には必ず耐震可とう継手を設置すること。
- (4) 管渠の土被りは、原則1.2m以上とする。1.2mの土被りを確保できない場合は、府中市担当者と協議すること。その際には宅内排水の配管のことを考慮して公共ますの深さを確保できる土被りとして、土被りが0.8m以下になる場合は道路管理者に確認するとともにリブ付硬質塩化ビニール管やFRPM管などの浅層埋設対策を検討すること。
- (5) 管渠勾配については、 $\phi 250\text{mm}$ の場合、 $i = 0.60 \sim 0.80\%$ を標準とし、流速1.2m/s程度とする。現地状況により標準的な勾配の確保が困難な場合は府中市担当者と協議すること。
- (6) 占用位置については道路中心とする。現地状況により困難な場合は府中市担当者と協議すること。

- (7) 地下埋設管との離隔は、300mm以上とする。300mm以上確保できない場合は耐磨板を設置する等の対策を検討して地下埋設管管理者と協議すること。また、道路管理者とも協議すること。
- (8) 既設下水道管と新設管きよの取付角度(流入角度)は、90°以上とする。90°未満の場合は人孔を手前に設置し、流入角度を確保すること。

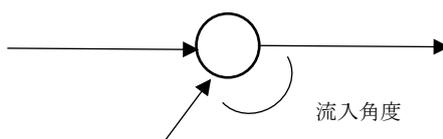


図1. 下水道管流入部イメージ図

2. 人孔

- (1) 人孔の配置については、下水道管の起点、方向や勾配等が変化する箇所、段差が生じる箇所、管きよの会合する箇所について設置する。その他、維持管理上必要な箇所に設置すること。下水道を帰属する場合は、直線部における人孔の設置間隔は、管径300mm以下は最大45mとする。下水道を帰属しない場合は、東京都排水設備要綱の私道排水設備に基づき最終柵は管径の60倍以内、中間点は管径の120倍以内とすること。
- (2) 蓋については、鋳鉄製でφ600mm、ロック付きを標準とし、国道や都道及び道路幅員が5.5m以上となる道路やバス等の大型車両が常時通行するような箇所についてはT-25とする。人孔深さが2m以上の場合は転落防止梯子付きとする。
- (3) 人孔内の上流管底と下流管底の段差は20mm以上確保し、最上流の人孔では50mm以上の段差を確保するようにインバートを設置すること。
- (4) 既設下水道管との会合点には、割込み人孔を設置すること。φ250mm以上の取付管の接続も割込み人孔とする。
- (5) 下水道管において、落差が60cm以上となる場合は副管を設けることとし、外副管とする。

3. 公共ます

- (1) 設置位置は、原則道路上とし、1宅地1公共ますとする(分流の場合は汚

水、雨水それぞれ1ます)。宅地内からの流入はインバート接合とし、取付管は出口と入口で直線となるように設置すること。

- (2) 構造は、L形蓋に深さ1.2mまでは塩化ビニール製φ300mm ます、深さ1.4mまではコンクリート製φ500mm ますとする。取付管は塩化ビニール製φ150mmを標準とし、排水面積や排水量によりφ200以上の排水量に対して適切な取付管とすること。歩道上や宅地内に設置する塩化ビニール製φ300mm ますは、防護蓋とする。
- (3) 取付管を本管に接続する場合は、支管に接着剤を塗布して本管と接合させるとともに、番線で結束固定するか、ビス止め等で固定すること。
- (4) 支管の離隔は、支管の中心から隣接する支管の中心及び人孔の外側から1m以上とする。
- (5) 本管が浅い場合は、取付管をリブ付硬質塩化ビニール管やFRPM管にとしたり、コンクリートでの保護を検討すること。支管については浅埋支管を検討するなどして、宅内配管に支障が無いように公共ますの深さを確保すること。
- (6) 水路やU形溝等の構造物の下に取付管を通す場合は、さや管を設けて取付管を整備すること。
- (7) 合流または汚水の公共ますにおいて、起点人孔から3箇所までは、管軸60°支管を使用すること。
- (8) 既設公共ますを再利用する際に取付管が陶管の場合は、必ず支管から除去して既設孔は再利用し、硬質塩化ビニール管に取り替えること。
- (9) 公共ますが人孔になる場合は、耐震可とう継手を設置すること。

4. 浸透施設

- (1) 宅地内浸透施設については、別途資料の浸透量計算をもとに浸透ますや浸透トレンチを設置すること。ただし、開発区域及びその周辺において急傾斜地や大きな高低差のある箇所等については浸透施設を設置しないこと。

※この基準にないものは別途協議とする。

4. 提出書類

(1) 協議時

案内図、平面図、縦断図、埋設管断面図、構造図、排水計算書、浸透量計算書、その他市が求める資料

(2) 工事着手前

下水道工事に関する工事の申込書

下水道施設が帰属無しの場合は、排水設備計画届出書、無償使用承諾書

(3) 中間検査時

工事写真

(4) 完了検査前

完了検査用図面、下水道施設に関する工事の完了報告及び引き継書

下水道施設が帰属無しの場合は、排水設備計画届の竣功図

(5) 完了検査時

竣功図 2 部（案内図、平面図、縦断図、必要に応じて構造図）、CD 1 枚（竣功図データを PDF データにして CD に書き込みしたもの）

5. 検査

(1) 中間検査

道路舗装前に、ます及び下水道管の通水試験を行う。検査前に下水施設の清掃を行い、事前に通水して水がたまらないことを確認すること。

取付管や本管で水のたまりが確認された場合はやり直しとする。特に自在曲管を使用すると曲管部分の上流で水がたまりやすいので注意すること。

工事写真等で耐震可とう継手が設置されているか確認する。

(2) 完了検査

ます及び人孔内が汚れていないか確認し、竣功図と現場の相違が無いか検測を行う。

6. 工事写真

工事写真については、施工前後及び各工程を撮影すること。

(1) 人孔

各人孔毎に撮影すること。

(2) 管きょ

人孔間毎に撮影すること。

(3) 公共ます及び取付管

ます種類毎に撮影すること。同種のますについては、6か所以下の場合
は全か所撮影、7か所から10か所までは2か所に1か所撮影、それ以上
は3か所に1か所撮影すること。